



2022年5月23日

各位

株式会社 いい生活
代表取締役社長 CEO 前野 善一
(コード番号: 3796 東証スタンダード市場)
問い合わせ先:
代表取締役副社長 CFO 塩川 拓行
電話番号: 03 (5423) 7820

定款一部変更に関するお知らせ

当社は2022年5月23日開催の取締役会において、定款の一部変更につき、下記のとおり本年6月23日開催予定の第23期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

遠隔地の株主様等においてご出席の制約が軽減され、より多くの株主様が出席しやすくなることで株主総会の活性化が期待できるほか、新型コロナウイルス感染症その他の有事等による今後の社会情勢の変化においても、確実に株主総会を開催し事業継続を担保するリスクマネジメントの強化も図ることができます。以上の観点から当社は、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条に所要の変更を行うものであります。

本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、2021年11月2日付で確認書の交付を受けております。なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主様の権利及び利益を最優先に考え、また独立社外取締役の客観的な視点に基づく意見も勘案し、当社取締役会が慎重に審議の上、決定いたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日
定款変更の効力発生日 2022年9月1日

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(招集時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>【新設】</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(招集) 【現行どおり】</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>附則(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>